

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

令和3年9月30日をもちまして

函館・旭川・帯広 年金事務所内の

**協会けんぽ出張相談窓口を
閉鎖**いたしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますよう
よろしくお願いいたします。

- ◆年金事務所では、協会けんぽ関連の相談、申請書の提出はできません。
- ◆すべての申請書は協会けんぽへの郵送で手続きができます。
- ◆申請書は協会けんぽホームページから印刷ができます。
- ◆ご質問・ご相談・申請書の送付依頼は、お電話で承ります。

全国健康保険協会 北海道支部

〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1 THE PEAK SAPPORO 3階

TEL 011-726-0352 受付時間 8:30~17:15（土日祝日・年末年始を除く）



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

協会けんぽ北海道支部の連絡先

電話番号：011-726-0352（代表）

受付時間／8：30～17：15（土日祝日・年末年始を除く）

自動音声で
ご案内
しています

ご 相 談 内 容

- ◆申請書等のお取り寄せ（用紙の送付依頼）
- ◆これからご申請いただく方
- ◆健康保険制度についてのお問い合わせ

- ◆高額療養費・傷病手当金などの各種給付金

- ◆保険証、任意継続健康保険の加入・保険料
- ◆限度額適用認定証（発行状況等）

- ◆生活習慣病予防健診（被保険者ご本人さま）
- ◆特定健康診査（ご家族さま）

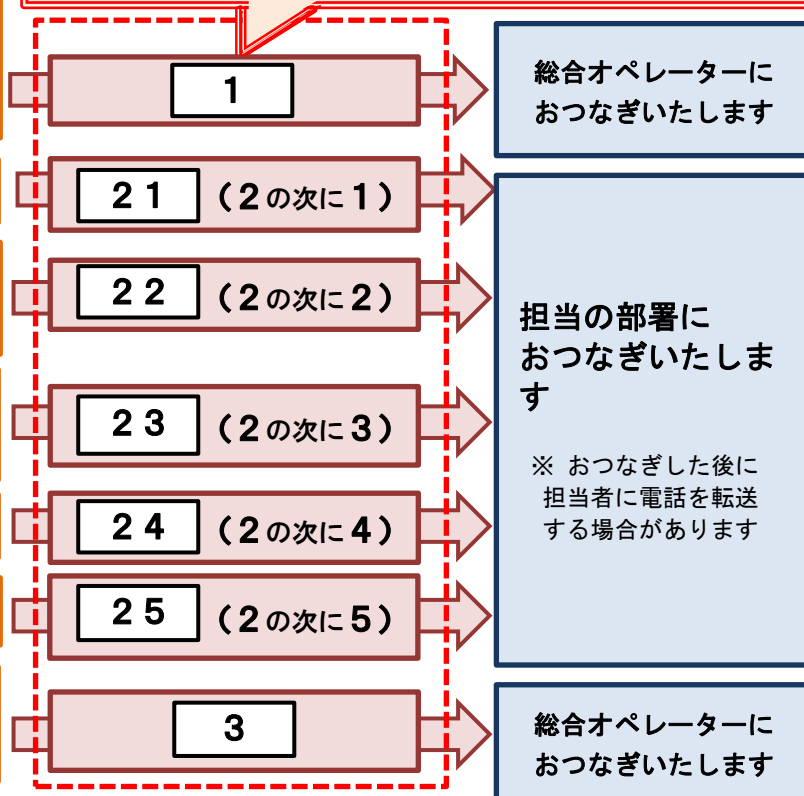
- ◆交通事故・レセプト

- ◆地方自治体・医療機関からのお問い合わせ

- ◆その他のお問い合わせ
- ◆お問い合わせ先が不明な場合

※ 音声ガイダンスの途中でも押すとつながります！

電話機の番号を押してください



事業所ご担当者様、医療機関ご担当者様へ

《限度額適用認定証の郵送セットのご案内》

協会けんぽ北海道支部では、加入者様がより簡単に限度額適用認定証のお手続きができるよう、

『**限度額適用認定証郵送セット**』をご用意しております！

限度額適用認定証の申請書とリーフレット、送付用封筒がセットになっており、加入者様が急に入院、高額な治療等を受けることが決まった場合、すぐに限度額適用認定証の申請を行うことができるため、多くの加入者様より大変ご好評をいただいております。

■ご利用の場合には、協会けんぽ北海道支部へお電話にてご用命ください。

船員保険のご加入者・事業主様へ

《協会けんぽ 船員保険部のご案内》

船員保険に加入されている方のお手続きは、すべて船員保険部にてお受けしております。

お電話によるご相談も承っておりますので、申請書の提出、各種ご相談につきましては直接船員保険部へお願いいたします。

全国健康保険協会 船員保険部

〒102-8016

東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 0570-300-800（市内直通料金）

03-6862-3060（PHS・IP 電話）